

ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(海外私募)の
発行条件の決定に関するお知らせ

株式会社日立製作所(執行役社長:庄山悦彦/コード番号:6501)は、発行総額1,000億円となる2009年満期A号ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債500億円と2009年満期B号ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債500億円の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

株式会社日立製作所2009年満期A号ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債(以下I.において、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

1. 各本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額	本社債の発行価額と同額とする。
本新株予約権の行使により交付すべき当社普通株式数を算出するための1株当たりの額(転換価額)	1,009円
<参考> 発行条件決定日(2004年9月21日)における株価等の状況	
イ. 株式会社東京証券取引所における株価(終値)	686円
ロ. アップ率 $\{ \text{転換価額} / \text{株価(終値)} - 1 \} \times 100$	47.08%
2. 修正転換価額の下限金額	822円
3. 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額	1株につき505円
4. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき金額の算定の理由	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値と市

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

場環境等を勘案した本新株予約権の価値を考慮し、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は 2004 年 9 月 21 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 47.08% 上回る額とした。

(株式会社日立製作所 2009 年満期 A 号ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債の概要)

(1) 本社債の発行総額	500 億円
(2) 発行決定日	2004 年 9 月 21 日
(3) 払込期日及び発行日	2004 年 10 月 19 日(ロンドン時間)
(4) 新株予約権の行使期間	2004 年 11 月 2 日から 2009 年 10 月 5 日の営業終了時(行使請求受付場所現地時間)まで。但し、 当社の選択による本社債の繰上償還の場合、償還日の東京における 3 営業日前の日における営業終了時(行使請求受付場所現地時間)まで、また、 当社の期限の利益の喪失の場合、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2009 年 10 月 5 日より後に本新株予約権を行使することはできない。
(5) 償還期限	2009 年 10 月 19 日

II .株式会社日立製作所 2009 年満期 B 号ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債(以下 II .において、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

1. 各本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額	<u>本社債の発行価額と同額とする。</u>
本新株予約権の行使により交付すべき当社普通株式数を算出するための 1 株当たりの額(転換価額)	<u>1,009 円</u>
<u><参考></u>	
発行条件決定日(2004 年 9 月 21 日)における株価等の状況	
イ . 株式会社東京証券取引所における株価(終値)	<u>686 円</u>
ロ . アップ率 $\{ \text{転換価額} / \text{株価} (\text{終値}) - 1 \} \times 100$	<u>47.08%</u>
2. 修正転換価額の下限金額	<u>822 円</u>
3. 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額	<u>1 株につき 505 円</u>

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

4. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき金額の算定の理由
- 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値と市場環境等を勘案した本新株予約権の価値を考慮し、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は 2004 年 9 月 21 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 47.08% 上回る額とした。

(株式会社日立製作所 2009 年満期 B 号ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債の概要)

- | | |
|----------------|---|
| (1) 本社債の発行総額 | 500 億円 |
| (2) 発行決定日 | 2004 年 9 月 21 日 |
| (3) 払込期日及び発行日 | 2004 年 10 月 19 日(ロンドン時間) |
| (4) 新株予約権の行使期間 | 2004 年 11 月 2 日から 2009 年 10 月 5 日の営業終了時(行使請求受付場所現地時間)まで。但し、 当社の選択による本社債の繰上償還の場合、償還日の東京における 3 営業日前の日における営業終了時(行使請求受付場所現地時間)まで、また、 当社の期限の利益の喪失の場合、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2009 年 10 月 5 日より後に本新株予約権を行使することはできない。 |
| (5) 償還期限 | 2009 年 10 月 19 日 |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
